

第31回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年1月31日(火)午後3時00分から午後4時20分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 12人
会長 8番 福村 正見
会長職務代理 5番 中井 悟
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆
3番 向山 博 6番 安田 伸二
10番 西元 道啓 11番 柳谷 要
12番 近藤 一祝 13番 天水さとい
14番 小川 秋人 15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 7番 親谷 隆
9番 高山 重人
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第3号 農用地区域の変更について
第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について
第9 協議第1号 平成29年農作業雇用標準賃金の改定について
第10 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第11 報告第2号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

事務局
(伊藤局長)

ただ今から第31回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。

福村会長

改めまして、皆さんこんにちは。たいへん足元が悪い中、総会
に出席いただきましてありがとうございます。1月も今日が最終
日ということで、この前元旦を迎えて今日が31日ということで、
本当に早いものだなと思っております。また、雪も例年よりかな
り少ないということだと思っております。札幌の方は午前中結
構降っていたようです。夏の天候に、作柄等に影響がなければい
いなと思っております。それでは、早速総会を始めたいと思いま
すので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局
(伊藤局長)

ただいまの出席委員は、12名です。
定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
なお、欠席の申し出が親谷委員、高山委員からありました。
議事の進行を福村会長にお願いいたします。

福村会長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり
ます。
それでは、日程にしたがって進めて参ります。
日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、15番 岩間委員と1番 椿委員を指名いたします。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。
日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
第30回の総会以降の諸般について、報告いたします。

- ・ 金町長と農業委員定数について懇談
- ・ 育苗施設運営委員会

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO6について、一括上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成29年1月31日提出、蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん外〇名、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成19年2月1日から平成24年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年1月11日、土地引渡の日は平成29年1月末日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成19年2月1日から平成24年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年1月11日、土地引渡の日は平成29年1月末日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年10月1日から平成29年9月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日は平成28年12月15日、通知年月日は平成29年1月12日、土地引渡の日は平成28年12月15日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その4、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん相続人、〇〇〇さん外〇名、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成6年1月31日から平成16年11月30日までで農地法

によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年1月18日、土地引渡の日は平成29年1月31日です。解約の理由は、経営移譲年金を受給するため、返還するものです。

その5、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年1月29日から平成32年12月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年1月17日、土地引渡の日は平成29年2月末日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

その6、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は〇〇〇番〇〇から〇〇〇番〇〇の〇筆が平成22年4月27日から平成30年3月31日まで、〇〇〇番〇〇から〇〇〇番〇〇の〇筆が平成26年3月28日から平成34年3月31日まででいずれも農地法によるものです。解約成立年月日は平成29年1月20日、通知年月日は平成29年1月27日、土地引渡の日は平成29年1月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

議 長

それでは、NO1からNO6について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5 番
(中井委員)

番号1番と2番ですけれども、関連がありますので一緒に説明させていただきます。〇〇〇さんの土地を〇〇〇さんが借りていましたけれども、この度返還することになりました。場所ですけれども、1番の上3筆が〇〇から〇〇に行って、〇〇に向かって行く最後の農地になります。その道路の右側にあたります。〇〇〇番〇〇と2番の〇〇〇番〇〇は道路の左側にあたります。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。

13 番
(天水委員)

番号3番ですけれども、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇に向かって行き、〇〇の手前に〇〇の方に行く道路がありますが、その一部です。それと、4番の〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですが、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇で〇〇〇さんの親元の家に向かい側の田んぼです。よろしくお願ひいたします。

3番
(向山委員)

番号5番、〇〇〇さんの件ですが、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所はですね、〇〇の〇〇と〇〇に行く〇〇がありますが、〇〇の〇〇に囲まれた一角の中にある土地でございます。よろしく願いいたします。

10番
(西元委員)

番号6番でございますけれども、内容に関しましては、事務局の説明のとおりでございます。農地の場所ですけれども、田んぼは〇〇〇さんの自宅の周辺、畑に関しましては、〇〇〇さんの家の道路を挟んだ向かい側のちょっと高いところに一団地あります。それともう一団地、〇〇に〇〇〇さんという家がありますが、そこから〇〇の山に入っていく道路がありまして、その一番奥にある畑でございます。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案は原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第1号については、原案のとおり受理することといたします。

日程第5 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO3について、一括上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の使用貸借権及び賃借権の設定、並びに所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成29年1月31日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。

貸付理由は、契約期間が満了するため、後継者と再契約するものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日。期間は農地法第3条許可の日から平成39年1月31日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、契約期間満了に伴い、再契約するものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、法人を設立したので、経営を法人に移行するため貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日。期間は農地法第3条許可の日から平成39年1月31日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、最初に〇〇〇さんについて説明いたします。平成29年1月17日に設立しました農地所有適格法人でありまして、代表取締役は〇〇〇さんで、構成員が〇名からなる1戸1法人です。定款を確認しましたら、株式の譲渡制限について記載がありました。また、農地所有適格法人の要件を確認しましたところ、形態要件、事業要件ともに適正でありまして、構成員要件も議決権の割合が50%を超えていますし、業務執行役員要件も取締役・業務執行社員の数の50%を超えております。農作業従事要件につきましても、1人以上が農作業に60日以上従事することが見込まれますし、構成員数も1人以上いることから、農地所有適格法人の要件を満たしており適正であると事務局では考えます。なお、この法人が認定農業者の認定を受けたのち、現在、〇〇〇さんが経営している農地等について、法人に経営を移行する予定であり、第2項第7号地域調和要件としては、法人の設立に伴い、経営を法人に移行するためであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その3、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、会社に貸し付けしていた農地を一部譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、法人が構成員から借り受けし耕作していた農地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその3については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番
(中井委員)

1番でございますけれども、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、田2筆ありますけれども、それは〇〇〇さんの家の周りです。畑3筆ありますけれども、〇〇〇さんの道路向かいにありますところでございます。続きまして番号2番ですけれども、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇〇さんの自宅の周りとなっております。よろしく願いいたします。

10番
(西元委員)

3番の〇〇〇さんと〇〇〇さんの件でございますけれども、内容に関しましては、事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇〇さんの家の周りの圃場、もう1筆、先程も説明いたしましたけれども、〇〇〇さんの家から山の方に上がって行く道路がありますけれども、その一番奥にあります。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第2号につきましては、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第6、議案第3号農用地区域の変更についてを議題とします。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 (上仙係長) 議案第3号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から別紙のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。平成29年1月31日提出。蘭越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、変更が2件、除外が1件、編入が33件、合計で36件です。変更については、1件目の申請者は○○○さん、土地は字○○○番○○の内、現況は畑、面積は○○○㎡です。農業用倉庫建設予定のため、用途変更するものです。場所は○○○さんの住宅の道路向かいにある土地です。2件目の申請者は○○○さん、土地は字○○○番○○、現況は田、面積は○○○㎡です。同じく農業用倉庫建設予定のため、用途変更するものです。場所は○○から○○に向かいまして、○○○さんの住宅をすぎて、左側にある土地です。

除外についてですが、申請者は○○○さん、土地は字○○○番○○、現況は田、面積は○○○㎡です。資材置き場のため、除外するものです。場所は○○○さんの住宅の手前を右折して、○○○さんの住宅に向かいまして左側にある土地です。

編入についてですが、33件ございます。これは平成28年3月から11月までの間に農地法第3条許可及び強化法による売買がありました土地であります。国や土地改良区等から買い受けた狭小な土地ではありますが、農地としての優良品が高いため、編入するものです。

今回の変更は、用途変更が○筆で○○○㎡、除外が○筆で○○○㎡、編入が○筆で○○○㎡となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 2 番 2 番の〇〇〇さんの農業用倉庫建設予定地のためですが、〇〇
(近藤委員) 〇㎡ですが、広大な面積の変更は有りなの。

事務局 ここはですね、農業用倉庫を1棟だけではなくて複数棟建てる
(伊藤局長) ということと、それが年次計画で出ています。それと資材置き場
も含めてこの〇筆〇〇〇㎡を用途変更していただきたいという事
で、計画が出されていると伺っております。

議 長 他にありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案については、異議ないものとして決
定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第3号につきましては、原案のとおり決定し、その旨、町
に通知いたします。

 日程第7、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定
による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO
1からNO7について、一括、上程します。

 事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農
(上仙係長) 用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第1
8条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地
利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年1月3
1日提出。蘭越町農業委員長名。

 その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇
〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇
〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用
権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。
所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年7
月1日、対価の支払期限は平成29年6月末日です。価格は〇〇

○円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で○○○番○○が○○○円、○○○番○○が○○○円です。譲渡理由は、経営規模を縮小するため、農地を売却するものです。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、字○○○番地○○ ○○○さん、利用権の設定等をする者は、字○○○番地○○ ○○○さん、土地は字○○○番○○外○筆、田で○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年3月1日、対価の支払期限は平成29年2月末日です。価格は○○○円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で○○○円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、字○○○番地○○ ○○○さん、利用権の設定等をする者は、字○○○番地○○ ○○○さん、土地は字○○○番○○外○筆、田で○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年3月1日、対価の支払期限は平成29年2月末日です。価格は○○○円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で○○○円です。譲渡理由は、譲受人が耕作する圃場の中にある農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

その2とその3の○○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地及び耕作する圃場の中にある農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、字○○○番地○○ ○○○さん、利用権の設定等をする者は、字○○○番地○○ ○○○さん、土地は字○○○番○○、田で○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年4月1日、対価の支払期限は平成29年3月末日です。価格は○○○円、1

0 a 当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、隣接地の耕作者に農地を売却するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、耕作している農地に隣接する農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年2月7日から平成37年12月31日までの9年間です。価格は〇〇〇円、10 a 当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を耕作できないので貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、札幌市 北海道農業公社、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇m²、畑が〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年2月7日から平成39年2月6日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。

その7、利用権の設定等を受ける者は、札幌市 北海道農業公社、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年2月7日から平成39年2月6日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。

その6とその7は、いずれも中間管理事業に係る賃貸借です。

以上のことから、この計画は、適正であろうと事務局では判断

いたしました。

議 長

それでは、NO1からNO7について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

3番
(向山委員)

1番、2番、3番、7番についてご説明申し上げます。内容は事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇〇さんの〇〇〇番1〇〇、〇〇から〇〇に向かって、その〇〇の上さらに500m行った右側にある土地です。それから〇〇〇番〇〇は〇〇〇さんの自宅のすぐ横にある田んぼでございます。続きまして、2番と3番の〇〇〇さんと奥さんの〇〇〇さんの土地でございますが、先程1号案件で解約されたところであります。それから7番ですけれども、〇〇の〇〇〇さんの空き家の周りがある土地でございます。よろしく願いいたします。

10番
(西元委員)

番号4番でございますけれども、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですが、内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所ですけれども、〇〇から〇〇の町の方に進みまして、〇〇宅がありますけれども、〇〇宅の手前に左側に入って行く農道があります。その農道を200m進むところに農道沿いに細長くある団地でございます。金額的に低いかなと思われましてけれども、この土地は遊休農地として、今まで誰も耕作されていない土地だったものですから、このような形になりました。よろしく願いいたします。

15番
(岩間委員)

5番と6番について説明いたします。まず5番、〇〇〇さんと〇〇〇さん、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇の町道の〇〇〇さんの家がありまして、そこから少し上のところに行ったところに水田があります。その部分でございます。6番の件につきましては、これも内容は事務局の説明どおりであります。場所につきましては、二団地ありまして、一つ目は、〇〇の〇〇から〇〇を行きまして、〇〇の手前に〇〇さんの住宅があります。そのちょうど道路向かえあたりになります。もう一団地につきましては、〇〇を行きまして、農道の方に入りまして、〇〇さんの家の裏側ですが、山の上のあたりに一団地あります。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案のNO1からNO7については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第4号につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第8 議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。NO1からNO2について、一括、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。平成29年1月31日提出。蘭越町農業委員会会長名。

その1、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 公益財団法人北海道農業公社。土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年3月8日から平成32年3月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円です。

その2、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 公益財団法人北海道農業公社。土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年3月8日から平成32年3月7日までの3年間です。価格は〇〇〇円です。

その1の計画は、離農する者の所有地を一括して新たな農地所有適格法人が借入し、経営の安定を図るものであり、計画は適当であろうと事務局では判断いたしました。

その2の計画は、土地が一団の土地であり、今後町の研修生が就農する際の候補地として確保すべき土地として所有者と協議しているものであり、地域の農業者に対しても支障を及ぼすものもなく、研修生が就農するまでの間、農地を維持管理するものであり、計画は適当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 それでは、NO1からNO2について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

15番
(岩間委員) 番号1番の件ですけれども、内容は事務局の説明どおりであります。この案件につきましては、先程の第4号議案で公社の方に貸し付けした土地を、今回〇〇〇さんが公社から借り受けが成立した案件になりますので、よろしく願いいたします。

3番
(向山委員) 2番ですけれども、先程4号議案で出てきた、〇〇さんの土地であります。よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案について、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第5号につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第9 協議第1号平成29年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題とします。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 農作業雇用標準賃金については、毎年見直しをしています。昨年は、手作業について6,400円(時給800円)を6,800円(時給850円)に改めております。また、大豆・そば収穫に「1区画30a以上」を追加、コンバインの備考欄から「袋とり含む」を削除、備考欄に「ほ場の状況によっては、双方協議決定のこと」「区画の小さいほ場

(30a 未満)については、双方協議決定のこと」を追加しております。

今年の見直しに当たっては、例年同様「振興・農政専門委員会」に付託していただき、協議した内容を総会でご検討いただきたいと事務局では考えておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明がありました。ご意見やご質問ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 事務局の説明のとおり、今回についても振興・農政専門委員会に付託し、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程第10 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 平成28年12月15日付けで、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番〇〇外〇筆について、平成28年12月26日付けで、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番〇〇外〇筆について、平成29年1月13日付けで、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番〇〇について、いずれも相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長 日程第11 報告第2号新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を、平成29年1月6日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 日程第12 議案第6号青年等就農資金借入申請についてを議題とします。
事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(伊藤局長) 皆さんのお手元に別刷りでお配りしています。議案第6号青年等就農資金借入申請についてですけれども、1枚めくっていただきまして、字〇〇の〇〇〇さんから〇〇万円の青年等就農資金を

借り入れしたいということで申請が出てまいりました。この方は、〇〇の〇〇でございまして、トマトを作付けしております。今回の借り入れにあたりまして、就農計画も見直しをいたしました。その中でも大きな見直しといたしましては、トマトと牧草だったのですが、管理の似たようなミニトマトにするということで、牧草を少なくしていきます。それと労働力ですが、奥さんと2人で就農する予定でしたが、家庭内労働力が1名となっております。平成28年については、臨時的にパート労働を入れたのですが、それによって管理の部分、収穫の部分が補えたということで、平成29年からは管理作業に対する常雇い1名、収穫にあてる労働を2名確保するというので、労働を確保することによって、自分自身が管理のほうに集中できるようにし、収穫をきちんと確保するというので計画の変更をしております。今回の〇〇万円の青年等就農資金なのですが、これは作物の運搬にあたる運搬車として〇〇を購入したいということで、事業費が〇〇〇円になるのですが、その内〇〇万円を青年等就農資金をもって充てたいということでございます。また、この方はすでに〇〇万円の就農支援資金と青年等就農資金を合計で借り入れてはいますが、今回の見直しによって、5年後の農業所得も〇〇万円を見込めるということで、変更がでてまいりましたので、その資金の借り入れを認定するかどうかご協議いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長

只今、局長のほうから説明いただきましたけれども、計画変更により借り入れするというのでございます、皆さんのほうに認定をしていただきたいということですが、どうでしょうか。

12番
(近藤委員)

この計画が見直したのですが、自分も同じ〇〇なものですから、彼には指摘はしたのですが、今は軽トラで運搬している状況で、雨降りに〇〇にしたいということで、もうちょっと、就農して、まだ2年目、計画見直しで〇〇万の〇〇を入れたいという事で、それと、パートさんは去年も若干入れているのですが、ミニトマトに係るパートの手間はかなり掛かると思うのだよね。それに見合う資金返済が、この実績を見ても大玉だけでも売り上げが上がっている状況でもないし、借入金が総額で〇〇万円。これは、何年のローンで返済するの。〇〇万円の車。

事務局
(伊藤局長)

後ろから2枚目に借入金明細書がついています。一番下に中古運搬車両、今回の部分です。平成29年から4年間で返済するというので計画が、〇〇万円ずつです。

12番
(近藤委員)

その他に、最初の計画で借りているのもあるのだよね。

事務局
(伊藤局長)

はい。これは平成35年まで据え置きになっておりますので、平成35年から返済が始まります。今年については、平成26年に借りた青年等就農資金からで、今回借入予定を合せて〇〇万円、これを4年間ですね。そして平成33年は今回の分がおわりますので、〇〇万円。平成35年からは据え置きになっています、就農支援資金を返済始まりますので、〇〇万円の返済ということで、計画が立っております。

11番
(柳谷委員)

この資金計画は普及センターとか入っているのですか。

事務局
(伊藤局長)

はい。普及センターと借り入れの窓口になります、ようてい農協蘭越支店が入っております。

11番
(柳谷委員)

販売はどうするの。

事務局
(伊藤局長)

販売は、全量農協出荷を見越しております。

11番
(柳谷委員)

ミニトマトの販売体制、農協にあるの。ミニトマトは手作業だよ、全くの。

事務局
(伊藤局長)

計画の段階では、普及センターと町と、それからようてい農協の支店が入っていますけれども、農業経営改善計画の会議の時には、営農の課長さん達にも入っていただいて就農計画は変更しております。その際にこのトマトの出荷などについても、議論もされておりました、〇〇さんの計画の中には、スナップエンドウとブロッコリーが入っていたのですが、かなり手間暇かかるものですので、これについてはやめなさいということで、であれば大玉

トマトと管理がだいたい似通う、もちろん手は掛かりますけれどもミニトマトを増設したほうが良いのではないかとということで、経営改善会議の中で議論されまして、それを本人に戻して、本人もそれを受け入れての計画になっております。

1 2 番
(近藤委員)

去年の作業の内容を見ても、夏場の管理が見に行ったらかなり遅れているわけ。最終的には管理が遅れていたせいで病気で減収したのでしょ。同じ〇〇であるし、ちょこちょこと圃場を見に行くし、アドバイスもしているのだけれども、ここで〇〇万円、俺は借りてほしくなかった。軽四も新車で買ったものが、まだ2年しか使っていない。今の時点でこのトマトの収量を見てもさ、あの軽四で運べない状態ではない。テントを張れば雨降りでも対応できるし。ここで〇〇万円借りることによって、〇〇万も払っていけるかどうか。ただ良い年ばかりなら良いけれど、去年みたく値段が安く、単価安く、厳しいよ、〇〇万円も払うと。ミニトマトの販売をどういう形ですするのか、相談も受けていないし、全く分からないが。

事務局
(伊藤局長)

ミニトマトについては、先程、私間違っていました。〇〇に〇〇さんという〇〇の方がいますけれども、その方と一緒にですね、〇〇のほうに出荷するみたいです。〇〇さん系統と一緒に販売するというので、予定が立っています。

5 番
(中井委員)

借入の適否について、議決を求めるとあるが、何かあった場合農業委員会の責任とかあるの。数字的に未知のものでしょ。

事務局
(伊藤局長)

責任はないです。こういうところが懸念されるから、もう少し考え直した方がいいのではないかとか、この資金の借入は、まだ早いのではないかとというような意見を出していただければ、そのとおり、金融政策会議のほうに出すだけです。

5 番
(中井委員)

それなら、今言っている近藤さんの言うとおりでと思うけれど。

1 2 番
(近藤委員)

金融のほうでどういう計算をしているか知らないけれども、問題は、この貸付は金融の方がこの計画を見てどう思っているのか、それと今年の販売実績を見て、どういう計算したのか知らないけ

れども、それを平成32年まで〇〇万、約〇〇万近く払っていくとなると、かなり厳しいよ。

1 番
(椿委員)

売り上げが、平成29年、約2反で〇〇万円を見込んでいるのですよね。平成28年の場合は〇〇万円。去年の場合は下がったかもしれないが、絶対こんなに売り上げは無いのですよ。それと、ミニトマトの7畝で〇〇万円、これは絶対無理。だから、これはちょっと付加している節があると思う。この中で返済していけるかどうか分からないが、うちもミニトマトをやっているけれども、絶対これは無理。

1 5 番
(岩間委員)

28年は結果の数字でしょ。29年は計画の数字で、いきなり〇〇万以上の収益が出るとは考えられない。

1 番
(椿委員)

大玉の場合は、逆に10トン取って、良い年で反〇〇万になる可能性はある。それは本当に良い年の設定だから、これは見直したほうが良いのではないかと思うし。売り上げの金額も。

1 1 番
(柳谷委員)

2つか3つ要点があると思うのですよね。綿密は計画を再度立ててもらって、今年の営農に彼の希望を、どの程度叶えさせてあげられるかどうか、観点の一つだよ。それと確実な情報であれば、こういう心配があるね。販売先を〇〇に持っていく、〇〇は農協でもって一元管理している生産団体だから、〇〇くんの話が出たからあれなんだけれども、実績があるのは確かで、蘭越の生産物を新規就農者の人が、〇〇で販売する場合、生産組合と農家の関係がちゃんと約束できているのかどうなのか。そこをきちんとしないと、こっちは公金を入れるわけだから、その辺どうなのかね。ただ蘭越で自分で個選をやって、販売は箱詰めして、農協に持っていくとなれば、蘭越だけの問題だけれども。その辺詰めた方がいいと思うね。もう一つ懸念されるという事は、新規就農で4年目5年目というのは、一つの分岐点というか、慣れもあるし、彼の場合〇〇したということで、〇〇で〇〇条件がなくなって、雇用労力が充てがっているのかどうか、それが良質であるかどうか、その辺のところを。農協の担当者も普及センターもどういう元で農業委員会に出してきたかよく分からないが、もう少し詰めてみたほうが良いと思うけれど。来月の総会なら遅いのかな。何も〇〇でなくても、軽四に幌掛ければ。

1 2 番
(近藤委員)

今時点で運搬するために〇〇を入れるということで、さらに〇〇万借入を起こすのだから、運ぶものがなければしょうがないけれども、軽トラックがあるのだから、それに幌掛ければ、雨の心配もなく、そうやって運んでいる人がたくさん居るのだから、あえてここで入れる必要はない。ここで無理させてしまう、〇〇万も借りて。彼には俺がアドバイスしているのは、新規就農は先行投資にお金が掛かるのだから、次の物を買うまでには、ある程度は償還をして目安がいたら、次の投資をするようにということで、絶対ダブって償還しないような形を作っていけよという話は彼にしているのさ、だからその辺はね、どこまで頭に入れているのか分からないが、まだ就農して2年しか経っていないのに、ここで〇〇万も借り入れて、ちょっと無理だね。金融のほうも普及センターも、こんなの簡単に認めていったら。

1 4 番
(小川委員)

ロータリーとかトラクター、ハウスとかだったら良いと思うのだけれども、だけどこれに関して、車、ましてや軽トラックで十分足りるはずなのに、〇〇までどうして要るのか、面積的に、ちょっと理解に苦しむ。

事務局
(伊藤局長)

〇〇は、28年のピーク時の出荷量を見たときに、軽トラックでは間に合わなかったと。それで今後も増やす、棟も増やしていくしということで、軽トラックから〇〇にしたいということです。それと労働力の部分については、常雇とパートについては、もう確保できているということで、29年の春からそれぞれ入ってくることになっています。償還計画については、作成の段階ではそれぞれ話は出ていましたが、とりあえず就農計画は変更したのですが、本人には、金融会議の中でこれが通らない時もあるよという事は、それは釘を刺しています。金融会議の中で通らなければ、借入は起こせませんということも話をされていて、そこでは本人も納得していますので、他の関係者がどう言うか分かりませんが、農業委員会としては無理なんじゃないかということであれば、無理なんじゃないかという意見を出して、町の方に出します。

1 2 番
(近藤委員)

トマトの反省会の時に、たまたま終わった後に会議室から下がるときに、懇親会に出ないのかと彼に言ったら、計画の見直しがあるから、懇親会に出られないという話で、何の計画の見直しな

んだと聞いたら、資金借りると、そこで忠告しているのさ。就農して2年目で5年も経っていないのに、変更するのかという話をしたのさ。それは無理あるぞと。一様出すだけ出して見るという話はしていたけれど。俺はね、これはやめさせて方がいいと思う。先に借入を起こしているのだから、ある程度、6割、7割、償還終わったら、次の計画に入るなら良いけれど。

議 長 軽トラックは要らないという事かい。

事務局
(伊藤局長) 軽トラックは何としてもそのまま維持すると。

議 長 維持するの。尚且つ、〇〇入れるということ。

事務局
(伊藤局長) そうです。

議 長 今、皆さんの方から意見をいただきましてけれども、時期尚早ということで、もう一度考え直していただくということで、行きたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

全委員
議 長 異議なし。
議案第6号につきましては、その旨、町に通知いたします。

その他の報告を、事務局から説明をお願いします。
以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第31回農業委員会総会を終了いたします。

午後4時20分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩